

令和5年度 市民税 特別徴収のしおり

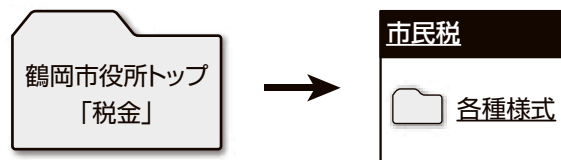
退職等の異動届出書は翌月10日まで提出してください

目次

	ページ
市民税・県民税の特別徴収事務の取り扱いについて	①・②
特別徴収税額の納入について	③
退職所得に係る市民税・県民税について	④
市民税・県民税の計算方法	⑤
令和6年度(令和5年中支払)給与支払報告書の提出について 《給与所得者異動届出書の記入例》	⑥
・退職により一括徴収する場合	⑦
・退職により普通徴収へ切り替える場合	⑧
・新しい勤務先で特別徴収を継続する場合	⑨
《特別徴収への切替申請書の記入例》	
・就職・復職により特別徴収へ切り替える場合	⑩
ゆうちょ銀行・郵便局 指定通知書 ※	⑪
退職所得に係る市民税・県民税納入申告書 ※ ◇	⑫
所在地・名称変更届出書 ※ ◇	⑬
給与所得者異動届出書 ※ ◇	⑭
特別徴収への切替申請書 ※ ◇	⑮

※鶴岡市ホームページに PDF 様式あります

◇鶴岡市ホームページに Excel 様式あります



特別徴収事務のながれ

年間

- 5月中旬… 令和5年度の特別徴収税額決定通知書及び特別徴収関係書類をお送りします
- 6月給料日… 令和5年度の特別徴収税額最初の引き去り
- 1月～4月… この期間中退職や休職があった場合は、本人からの申出の有無にかかわらず残りの税額を一括徴収してください
- 1月末日… 給与支払報告書の提出期限です
- 5月給料日… 令和5年度の特別徴収税額最後の引き去り

毎月

- 10日… 前月中の退職や転勤など異動届の提出期限です
また前月分の特別徴収税額の納期限もこの日です
- 10・25日頃… 異動届、納税義務者の申告、その他資料による税額の変更があった場合は、特別徴収税額決定・変更通知書をお送りします(月により発送日が前後します)
- 給料日… 年の途中で税額が変更になる方もいらっしゃいますので、全員分の月割額をご確認ください

山形県鶴岡市役所総務部課税課市民税第一係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

TEL：0235-35-1163(直通)

ホームページアドレス <https://www.city.tsuruoka.lg.jp>

納税についてのお問い合わせ：納税課 TEL：0235-35-1183(直通)

市民税・県民税の特別徴収事務の取り扱いについて

鶴岡市では、地方税法第41条及び第321条の4並びに鶴岡市市税条例に基づいて、特別徴収に該当する給与所得者を雇用する事業所を、**市民税・県民税の特別徴収義務者に指定**させていただいております。(山形県内全市町村では平成26年度から特別徴収の完全実施を行っております。)

1. 特別徴収とは

給与支払者（特別徴収義務者）が所得税の源泉徴収と同じように、給与の支払いを受ける方（納税義務者）から、毎月給与を支払う際に、市民税・県民税を徴収し、納入する制度です。

2. 特別徴収税額通知書の交付について

「令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は納税義務者ごとに切り離して本人に必ず交付してください。なお、納税義務者が退職・転勤等により税額通知書を交付できないときは、給与所得者異動届出書とともにお返しください。

3. 月割額の徴収

「令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に納税義務者ごとの月々の月割額を記載しております。税額等を確認のうえ、6月～翌年5月まで給料から徴収してください。

4. 月割額の納入

納税義務者から徴収した月割額の合計額を「特別徴収納入書」により納入してください。記入の仕方・納入場所・納入方法等は③ページをご参照ください。

5. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける方が、常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認を受けて6月から11月まで徴収した税額を12月10日まで、12月から翌年5月までに徴収した税額を6月10日までの年2回で納入することができます。希望されるときは「市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書」により申請してください。

申請書は課税課市民税第一係にご連絡いただくか鶴岡市ホームページからダウンロードできます。

6. 特別徴収税額の納期限

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日（日曜日・祝祭日のときはその翌日、土曜日のときは翌々日）です。

7. 滞納処分（納期限までにこの税金を納入しなかった場合）

地方税法第15条～第15条の9、第331条、第335条

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。なお災害、疾病等で納期限内に税を納めることが困難な方等は、法に基づく納税の猶予ができる場合がありますので、速やかに本所納税課にご相談ください。

8. 督促手数料

市税条例第21条

1 通について70円

9. 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは延滞金を納めなければなりません。

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの延滞金は以下のとおりです。

- ① 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年2.4%の割合を乗じて計算した額
- ② ①の期間の経過後は①の額に加え、その日数に応じ、年8.7%の割合を乗じて計算した額

10. 年の途中で転勤・退職等があった場合

納税義務者が退職・転勤・休職・死亡等により給料の支払いを受けなくなったときは、記入例⑦・⑧・⑨ページを参照のうえ、翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」⑭ページを提出してください。異動届出書をもとに、特別徴収税額の変更通知書をお送りいたします。また、転勤の場合は、転勤先へ変更通知書をお送りいたします。未徴収税額がある方には、本人宛に普通徴収の納税通知書をお送りいたします。

※異動届出書の提出がないと貴事業所だけでなく、転勤先や本人にも通知ができないこととなりますので、異動届出書はすみやかに提出してください。

11. 就職・復職した方がいた場合

就職・復職などで特別徴収へ切り替えたい方がいるときは、記入例⑩ページを参照のうえ、「特別徴収への切替申請書」⑮ページを提出してください。申請書をもとに、特別徴収税額の決定・変更通知書をお送りいたします。なお、普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収に切り替えることはできませんので、ご注意ください。

12. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更されたときは、特別徴収税額の変更通知書を送付します。通知書をご確認いただき、変更された月割額により徴収し納入してください。納税義務者用は本人に必ず交付してください。

退職した方の未徴収税額を3月に一括徴収し納入する旨の異動届出書を、3月15日以降に提出いただいた場合は、4月分の一括徴収として手続きをさせていただきます。すでに納入が済んでいる場合は、4月以降に繰越し充当いたします。

13. 事業所の名称・所在地の変更があった場合

「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」⑬ページを提出してください。

14. 退職所得の分離課税分の特別徴収について

退職所得に対する課税は、分離課税として所得税の源泉徴収と同時に特別徴収することになっております。④ページを参照のうえ、納入してください。

15. その他

納税義務者が税額通知書に記載された事項について不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

特別徴収税額の納入について

1. 特別徴収税額の納期限は翌月の10日です（10日が日曜日・祝祭日の場合はその翌日、土曜日の場合は翌々日）。
※ただし、納期の特例の承認を受けている場合は12月10日と翌年の6月10日の2回となります。
2. 納入書は、別冊綴り（OCR用紙）となっておりますので、紛失しないようご注意ください。
3. 納入書には納入金額があらかじめ印字されています。納入金額に変更がない場合は、そのまま納入書を使用して納入してください。年の途中で納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書はお送りしておりません。納入書の金額を訂正・追記して使用してください。
4. 納入書を書き損じた場合は、予備用紙を使用してください。（予備用紙は納入書綴りに2枚付いています。）
5. 退職所得の納入申告書は納入済通知書の裏面にあります。（④ページを参考に記入してください。）
6. 納入のときは、下記の金融機関等に納入してください。

荘内銀行本支店・出張所、山形銀行本支店、きらやか銀行本支店、鶴岡信用金庫本支店、鶴岡市農業協同組合本支所支店、庄内たがわ農業協同組合支所、東北労働金庫本支店、山形県漁業協同組合由良支所・念珠関支所、ゆうちょ銀行、郵便局

◎取りまとめ金融機関 仙台貯金事務センター、荘内銀行本店

- 東北6県以外のゆうちょ銀行および郵便局に振込を希望する場合…第一回目の月割額を振込む際に、⑪ページの指定通知書をゆうちょ銀行および郵便局窓口へ提出してください。
- 自社製の納入書をご使用いただく場合…特別徴収義務者指定番号（通知書をご参照ください）・市区町村コード「062031」をご記入ください。
- 公金口座に納入いただく場合…荘内銀行本店（0121-110）・名義人：鶴岡市・㊤別段預金「21458」に納入してください。
- 地方税共通納税システムによる電子納税もご利用いただけます。利用方法については、eLTAXホームページをご覧ください。

特別徴収納入書の記入について【納入書には納入金額があらかじめ印字されています。金額に訂正がある場合のみ記入してください。】

■納入金額に変更があった場合

指 定 番 号		納入金額(1)							
令和5年6月分		〇〇〇〇〇〇							
		円 118,000							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	退職所得分	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
延滞金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
督促手数料	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計額	〇〇〇〇150000								
納期限	令和5年7月10日								

- 印字された納入金額(1)欄を二重線で抹消してください。訂正印は不要です。
- 変更後の金額を記入してください。
- 変更後の合計金額を記入してください。

■給与分以外に退職所得分の納入金額がある場合

指 定 番 号		納入金額(1)							
令和5年6月分		〇〇〇〇〇〇							
		円 118,000							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	退職所得分	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
延滞金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
督促手数料	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計額	〇〇〇〇400000								
納期限	令和5年7月10日								

- 印字された納入金額(1)欄を二重線で抹消してください。訂正印は不要です。
- 「給与分」と「退職所得分」の欄にそれぞれ金額を記入してください。
- 合計金額を記入してください。

■書き損じ等で予備の納入書を使用する場合は「〇年〇月分」、「納期限」、「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」を記入してください。

納入書は、コンピューター処理用（光学文字読取方式）になっておりますので、以下の点にご留意いただき、記入及び納入して下さるようお願いします。

- ① 納入書は直接機械にかけますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ② 記入した金額の先頭に、¥マークは記入しないでください。
- ③ 訂正・追記が必要な場合は、納入書（領収証書・納入書・納入済通知書）全てを訂正・追記してください。
- ④ 数字は、記入例に従い、黒のボールペンで丁寧に枠内に記入してください。
- ⑤ 合計額の訂正は行わないでください。

<手書記入例>

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

市民税・県民税の計算方法

●税額の計算方法

総所得金額① - 所得控除合計② = 課税総所得金額③

課税総所得金額③ × 税率 = 税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥

所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧

特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額

- (注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎総所得金額…営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合短期譲渡所得(特別控除後)、総合長期譲渡所得(特別控除後・1/2後)、一時所得(特別控除後・1/2後)の合計額(※青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除後)

◎合計所得金額…繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得の金額、分離短・長期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得の金額(特別控除後)、退職所得金額(1/2後)の合計額(※1住民税においては分離課税の退職所得は算入しない)(※2青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除前)

◎総所得金額等…繰越損失控除後の合計所得金額

◎合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

●税率

- 均等割 市民税 3,500円 県民税 2,500円
 ※個人県民税の均等割額のうち1,000円は「やまがた緑環境税」です。
- 所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%
 ※分離課税分の税率については、お問い合わせください。

●非課税の範囲(令和5年1月1日現在)

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 前年中の合計所得金額が135万円以下で、未成年者(平成17年1月3日以後生、婚姻した者を除く)、本人障害者控除、寡婦又はひとり親控除が適用されている方

●均等割・所得割の非課税限度額

次の計算による所得以下の方は課税になりません。

- 均等割額の基準
 $\text{合計所得額} \leq \text{基本額} 29\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + \text{加算額} 17\text{万円} + 10\text{万円}$ ※
- 所得割額の基準
 $\text{総所得金額等} \leq \text{基本額} 35\text{万円} \times (\text{扶養人数} + 1) + \text{加算額} 32\text{万円} + 10\text{万円}$ ※
 ※扶養者がいない場合は基本額+10万円となります。

●所得控除

雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除	支払金額		控除額
	新契約	12,000円以下のとき	
12,000円超32,000円以下のとき			支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下のとき			支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき			28,000円
旧契約	15,000円以下のとき		全額
	15,000円超40,000円以下のとき		支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき		支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき		35,000円
控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		

地震保険料控除	支払金額		控除額	
	地震保険料	50,000円以下のとき		支払金額の1/2
		50,000円超のとき		25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき		全額
5,000円超15,000円以下のとき			支払金額の1/2+2,500円	
15,000円超のとき			10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円				

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人(S28.1.1以前生)48万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

障害者控除	普通		寡婦控除	
	特別	30万円	ひとり親	30万円
	同居特別	53万円	勤労学生控除	26万円

扶養控除	一般	33万円	基礎控除	納税者本人の合計所得	2,400万円以下	43万円
	特定	45万円			2,400万円超2,450万円以下	29万円
	老人	38万円			2,450万円超2,500万円以下	15万円
	同居老親等	45万円			2,500万円超	0円

●税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

●税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 * 合計課税所得金額が200万円以下の方
 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 * 合計課税所得金額が200万円超の方
 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の合計所得		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円	50万円以上55万円未満		3万円	2万円	1万円	
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

●税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額
 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 2 山形県共同募金会又は日本赤十字社山形県支部に対する寄附金
 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
 ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%	1,800万円超4,000万円以下	49.16%
195万円超330万円以下	79.79%	4,000万円超	44.055%
330万円超695万円以下	69.58%	0円未満 課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合	90%
695万円超900万円以下	66.517%	0円未満 課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合	地方税法に定める割合
900万円超1,800万円以下	56.307%		

●税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
 ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市 民 税	3/5	県 民 税	2/5
-------	-----	-------	-----

令和6年度（令和5年中支払）給与支払報告書の提出について 給与支払報告書提出の際は、次の事項に留意のうえ提出くださるようお願いいたします。

- 支払金額にかかわらず、前年中に給与を支払った方（退職者・パート・アルバイト・季節雇用者等含む）について、受給者ごとに市町村提出用を提出してください。
- 11月下旬に鶴岡市用総括表が送付された事業所様につきましては、鶴岡市用総括表を添付してください。
- 特別徴収と普通徴収を仕切り紙で分け、徴収区分を明確にして提出してください。
- 住所欄に1月1日現在の住所を記入し、氏名・フリガナ・生年月日・個人番号を記入してください。住所が鶴岡市以外の受給者の給与支払報告書は、直接、該当市区町村へ提出してください。
- 訂正分を提出する際は、総括表と給与支払報告書の摘要欄に「訂正分」と目立つように朱書きし、徴収区分がわかるように提出してください。
- 給与支払報告書提出後に退職等により徴収区分に変更が生じた場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務について

給与支払報告書について、前々年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合、令和3年1月以降提出分から、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務化されました。
 例えば、令和4年に税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が100枚以上であった場合には、令和6年に市町村へ提出する給与支払報告書は、eLTAXまたは光ディスク等により提出する必要があります。



税 目	電子申告・申請・届出
市民税・県民税	<ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書 公的年金等支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 特別徴収への切替申請書 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書 退職等に係る納入申告書及び特別徴収票

インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きできます。ご利用いただくにあたり、事前準備が必要な場合があります。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

給与支払報告書の提出期限は、毎年1月31日です

退職により一括徴収する場合【記入例】

- ・異動届出書は、異動の生じた日の翌月10日まで必ず提出してください。
- ・届出が遅れますと、貴事業所へ督促状が発行される場合がありますのでご注意ください。
- ・用紙（14ページ）はコピーしてお使いください。市ホームページからもダウンロードできます。

- 退職した方の未徴収税額を、退職時の給与や退職金などから引き去りし、まとめて納入することを一括徴収といいます。（均等割のみで未徴収税額がない方も含まます。）
- 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出に基づくことなく一括徴収することが地方税法上義務づけられています。
- この異動届出書に基づいて貴事業所の税額を変更します。

令和5年度

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

通知書の指定番号
(7桁)を記載

通知書の宛名番号
を記載

鶴岡市長様		所在地 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-2		特別徴収義務者指定番号 1800123						
令和5年10月2日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者) フリガナ ○○カブシキガイシャ 氏名又は名称 ○○株式会社		給与所得者の宛名番号 1234567						
		個人番号 又は法人番号 22222222222222		この届出書に 応答される方 (担当者) 所属 ○○課 氏名 △△△△ 電話 0235-00-0000 内線()						
給与所得者	フリガナ	ツルオカ タロウ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	鶴岡太郎								
	生年月日	○○年○○月○○日								
	個人番号	33333333333333								
	受給者番号	1月1日現在の住所 鶴岡市馬場町9-2								
1月1日現在の住所	鶴岡市馬場町9-2			175,000	6月から9月まで	10月から5月まで	5年	1	1.退職 2.転勤 3.休職・育休・長欠 (. . . ~ . . .)	2
異動後の住所	同上			円	円	円	9月30日	右から番号を記入 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他()	右から番号を記入 1.特別徴収継続 (下の1を記入) 2.一括徴収 (下の2を記入) 3.普通徴収 (下の3を記入)	

給与支払者の
個人番号(12桁)又は
法人番号(13桁)を記載

個人番号(12桁)を記載

通知書の年税額を
記載

すでに徴収した月と
その税額を記載

未徴収の月とその
税額を記載

1. 特別徴収継続の場合（新しい勤務先へ必ず連絡してください）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	この届出書に 応答される方 (担当者)	氏名	電話	内線()	受給者番号
	所在地						
	フリガナ						
	氏名又は名称						

新しい勤務先へは月割額 円を
月分(月 日 納入期限分) から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合（1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください）

理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定年月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
		10月25日	116,000円

左記の一括徴収した税額は、
10月分(11月10日 納入期限分)で
納入します。

3. 普通徴収の場合（本人が納付）

理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	一括徴収した税額 の納入月を記載

退職により普通徴収へ切り替える場合【記入例】

- ・異動届出書は、異動の生じた日の翌月10日まで必ず提出してください。
- ・届出が遅れますと、貴事業所へ督促状が発行される場合がありますのでご注意ください。
- ・用紙（14ページ）はコピーしてお使いください。市ホームページからもダウンロードできます。

- 6月から12月までに退職し、未徴収税額の一括徴収の申し出がない場合、退職後にその未徴収税額を本人が納付することを普通徴収といいます。普通徴収の納期は6月・8月・10月・1月の4回です。退職の時期によって1～4回に分けて納付していただくことになりますので、退職される方にご説明ください。
- 1月から4月までに退職した方で、給与支払額が不足のため一括徴収できない場合は普通徴収として提出してください。
- この異動届出書に基づいて貴事業所の税額を変更し、未徴収税額を本人に通知します。

令和5年度

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

通知書の指定番号
(7桁)を記載

通知書の宛名番号
を記載

鶴岡市長様		所在地 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-2		特別徴収義務者指定番号 1800123	
令和5年10月2日提出		給与支払者 (特別徴収義務者) ツルオカ タロウ		給与所得者の宛名番号 1234567	
		フリガナ ○○カブシキガイシャ		この届出書に 応答される方 (担当者)	
		氏名又は名称 ○○株式会社		所属 ○○課	
		個人番号 又は法人番号 2222222222222222		氏名 △△△△	
				電話 0235-00-0000 内線()	

給与所得者	フリガナ	ツルオカ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	鶴岡太郎																
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日																
	個人番号	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3							3
	受給者番号	175,000																
1月1日現在の住所	鶴岡市馬場町9-2										6月	9月	10月	5月	1 1.退職 2.転勤 3.休職・育休・長欠 () 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他()	3 1.特別徴収継続 (下の1を記入) 2.一括徴収 (下の2を記入) 3.普通徴収 (下の3を記入)		
異動後の住所	同上										円	円	円	年				

給与支払者の
個人番号(12桁)又は
法人番号(13桁)を記載

個人番号(12桁)を記載

通知書の年税額を
記載

すでに徴収した月と
その税額を記載

未徴収の月とその
税額を記載

1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	新しい勤務先へは月割額 円を
	所在地	この届出書に 応答される方 (担当者)	月分(月 日 納入期限分)から
	フリガナ	氏名	徴収し、納入するよう連絡済みです。
	氏名又は名称	電話	受給者番号

2. 一括徴収の場合 (1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください)

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定年月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(月 日 納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合 (本人が納付)

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
		3. 死亡による退職であるため

新しい勤務先で特別徴収を継続する場合【記入例】

- ・異動届出書は、異動の生じた日の翌月10日まで必ず提出してください。
- ・届出が遅れますと、貴事業所へ督促状が発行される場合がありますのでご注意ください。
- ・用紙（14ページ）はコピーしてお使いください。市ホームページからもダウンロードできます。

- 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、現在の勤務先から新しい勤務先へ連絡していただき、1欄をもれなく記入願います。
- この異動届出書に基づいて現在の勤務先と新しい勤務先の税額を変更します。

令和5年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

通知書の指定番号(7桁)を記載 通知書の宛名番号を記載

鶴岡市長様 令和5年10月2日提出	給与支払者(特別徴収義務者)	所在地 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-1	特別徴収義務者指定番号 1800123
		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ	給与所得者の宛名番号 1234567
		氏名又は名称 〇〇株式会社	この届出書に 応答される方 (担当者)
		個人番号 又は法人番号 22222222222222	所属 〇〇課
			氏名 △△△△
			電話 0235-〇〇-〇〇〇〇 内線()

給与支払者の
個人番号(12桁)又は
法人番号(13桁)を記載

フリガナ ツルオカ タロウ	特別徴収(年税)	未徴収税額	異動	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名 鶴岡太郎	(ア) すでに徴収した月と その税額を記載 175,000円	(イ) 未徴収の月とその税額を記載 59,000円	(ウ) 異動 6月から10月まで 9月まで 5年 9月30日	2 1.退職 2.転勤 3.休職・育休・長欠 () 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他()	1 1.特別徴収継続 (下の1を記入) 2.一括徴収 (下の2を記入) 3.普通徴収 (下の3を記入)
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日					
個人番号 333333333333					
受給者番号					
1月1日 現在の住所 鶴岡市馬場町9-1	個人番号(12桁)を記載				
異動後の 住所 同上	通知書の年税額を 記載				

通知書の指定番号(7桁)を記載

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ必ず連絡してください)	特別徴収義務者 指定番号 4444444	法人番号 5555555555555	新しい勤務先へは月割額 14,500円を
	所在地 鶴岡市泉町4-20	所属 〇〇課	10月分(11月10日 納入期限分)から
	フリガナ △△ビョウイン	氏名 △△△△	徴収し、納入するよう連絡済みです。
	氏名又は名称 △△病院	電話 0235-〇〇-〇〇〇〇 内線()	受給者番号

指定番号(7桁)、住所、名称を確認し記載
※新規の場合は指定番号は空欄

新しい給与支払者の
法人番号(13桁)を確認し記載
(※個人事業主の場合は空欄)

新しい勤務先の特別徴収担当者を
確認し記載

2. 一括徴収の場合(1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください)	理由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定額(上記(ウ)と)円	左記の一括徴収した税額 月分(月) 納入します。	新しい勤務先での 特別徴収の開始月 を確認し記載
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合(本人が納付)	理由 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため		

就職・復職により特別徴収へ切り替える場合【記入例】

- ・切替申請書は、異動の生じた日の翌月10日まで必ず提出してください。
- ・用紙（15ページ）はコピーしてお使いください。
市ホームページからもダウンロードできます。

- 届出書の中段右の普通徴収での納付状況は、必ず本人に確認のうえ、特別徴収開始月を記入願います。
- この切替申請書に基づいて貴事業所の税額を変更します。
- 申請書に記載の注意事項に留意して記入願います。

通知書の指定番号(7桁)を記載
※新規の場合は空欄

令和5年度 市民税・県民税特別徴収への切替申請書

鶴岡市長様 令和5年7月10日提出	給与(特別徴収義務者)と支払者	所在地	〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25										特別徴収義務者 指定番号	1800123					
		フリガナ	〇〇カブシキガイシャ										この申請書に 応答される方	所属	〇〇課				
		氏名又は名称	〇〇株式会社										氏名	△△△△					
		個人番号 又は法人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	電話	(0235)〇〇-〇〇〇〇

給与支払者の個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載

給与所得者	フリガナ	ツルオカ タロウ										左記の者の市民税・県民税について、 8月分から特別徴収します。※注2				
	氏名	鶴岡太郎 (旧姓)													普通徴収(1期分まで) 46,000円納付済です。※注3	
	普通徴収納税通知書 通知書番号 ※注3	1234567			生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 平成							申請理由	1. 本人からの申し出のため ② 入社のため (R5年7月1日入社) 3. その他 ()		
	1月1日現在の住所	鶴岡市 馬場町9-25-201										備考				
現住所	同上															

必ず記入してください

注意事項

1. 特別徴収への切り替えは、前年中に給与収入があった方に限ります。
2. 特別徴収を開始するにあたり、引き去り開始が可能な月を記入してください。
この書類を受領してから税額通知書を送付するまで約2~3週間かかりますので、余裕を持った開始月を記入してください。また、税額等について事前連絡が必要な場合は、備考欄にその旨を記入してください。
3. 普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収に切り替えることはできません。また、二重納付防止のため、普通徴収納税通知書番号と納付状況は本人に確認のうえ記入してください。

※市処理欄	
<input type="checkbox"/> 回収済	<input type="checkbox"/> 抜き済
<input type="checkbox"/> 税額連絡 (/)	
	現年度 / 新年度
支援	
X	

指 定 通 知 書

年 月 日

郵便局長様

鶴 岡 市 長
(公印省略)

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

記

1. 認 可 番 号 第 1 号
2. 口 座 番 号 02460 - 8 - 960028
3. 加 入 者 の 名 称 鶴岡市会計管理者
4. 取 り ま と め 店 仙台貯金事務センター (〒980-8794)

特別徴収税額をゆうちょ銀行および郵便局に払込まれる場合は、第一回目の月割額を払込む際に右記の指定通知書にゆうちょ銀行および郵便局をご記入のうえ、そのゆうちょ銀行および郵便局窓口にて提出してください。

なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行および郵便局は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書

鶴岡市長様		年 月 日 提出		年 月 分 人 員			
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	円
特別徴収税額							
市民税							
県民税							
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。							
特別徴収義務者		法人番号又は個人番号		本市担当者処理欄 (受付印)			
〒		住所又は所在地		氏名又は名称			

◎退職手当等支払明細

退職した年の1月1日の住所			
氏 名			
勤続年数	年	支払金額	円
特別徴収税額	市民税	円	県民税
退職した年の1月1日の住所			
氏 名			
勤続年数	年	支払金額	円
特別徴収税額	市民税	円	県民税
退職した年の1月1日の住所			
氏 名			
勤続年数	年	支払金額	円
特別徴収税額	市民税	円	県民税

【提出先】 〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市役所 総務部 課税課市民税第一係

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

◎ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

お願い
1、誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。
2、合併等の場合で、給与所得者異動届出書の提出が必要な場合があります。

年 月 日 鶴岡市長様	給与(特別徴収義務者) 支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号							
		フリガナ											この届出書に 応答される方	所 属						
		氏 名 又は 名 称												氏 名						
		個 人 番 号 又は法人番号																		電 話 () -
変 更 理 由 (必ず○をつけて ください)	1 所在地移転 2 送付先変更 3 名称変更 4 合 併 5 給与事務統合										変更年月日	年 月 日								
事 項	変 更 前										変 更 後									
フリガナ																				
所 在 地 (住 所)	〒										〒									
フリガナ																				
文 書 送 付 先 (上記所在地以外の場合、 記入してください)	〒										〒									
フリガナ																				
氏名又は名称																				
個 人 番 号 又は法人番号																				
電 話	() -										() -									
備 考																				

※複写してご使用ください。なお、市ホームページから様式をダウンロードできます。

年度

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

鶴岡市長様 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ											給与所得者の宛名番号			
		氏名又は名称											この届出書に 応答される方 (担当者)	所属		
		個人番号 又は法人番号														

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年 月 日	異動の理由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名																	
	生年月日	年 月 日																
	個人番号																	
	受給者番号																	
	1月1日 現在の住所																	
異動後の 住所											円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・育休・長欠 (. . . ~ . . .) 右から 番号を 記入 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他()	1. 特別徴収継続 (下の1を記入) 2. 一括徴収 (下の2を記入) 3. 普通徴収 (下の3を記入) 右から 番号を 記入

1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ必ず連絡してください)

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号											法人番号											新しい勤務先へは月割額 _____ 円を	
	所在地											この届出書に 応答される方 (担当者)	所属											_____ 月分 (_____ 月 _____ 日 納入期限分) から
	フリガナ												氏名											徴収し、納入するよう連絡済みです。
	氏名又は名称												電話											受給者番号 _____

2. 一括徴収の場合 (1月から4月までの退職等の場合は必ず一括徴収してください)

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定年月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (_____ 月 _____ 日 納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日			

3. 普通徴収の場合 (本人が納付)

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2. 令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
		3. 死亡による退職であるため

※ 市 処 理 欄		現年度	新年度
	支 援		
	X		

- この届出書は、異動があった月の翌月の10日までに必ず提出してください。
- 複写してご使用ください。なお、市ホームページから様式をダウンロードできます。
- 地方税法施行規則に規定される第18号様式を使用しても構いません。

年度 市民税・県民税特別徴収への切替申請書

特別徴収義務者 指定番号	
-----------------	--

鶴岡市長様 年月日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										この申請書に 応答される方	所属			
		フリガナ												氏名			
		氏名又は名称												電話	() -		
		個人番号 又は法人番号															

給与所得者	フリガナ											左記の者の市民税・県民税について、	
	氏名	(旧姓)											
	普通徴収納税通知書 通知書番号 ※注3		生年月日	昭和 平成	年	月	日	申請理由	1. 本人からの申し出のため 2. 入社のため (年 月 日入社) 3. その他 ()				
	1月1日現在の住所	鶴岡市	備考										
現住所													

注意事項	1. 特別徴収への切り替えは、前年中に給与収入があった方に限ります。										※市処理欄	
	2. 特別徴収を開始するにあたり、引き去り開始が可能な月を記入してください。 この書類を受領してから税額通知書を送付するまで約2~3週間かかりますので、余裕を持った開始月を記入してください。また、税額等について事前連絡が必要な場合は、備考欄にその旨を記入してください。										<input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 抜き済 <input type="checkbox"/> 税額連絡 (/)	
	3. 普通徴収の納期限が過ぎた税額は、特別徴収に切り替えることはできません。また、二重納付防止のため、普通徴収納税通知書番号と納付状況は本人に確認のうえ記入してください。										現年度	新年度
											X	

※複写してご使用ください。なお、市ホームページから様式をダウンロードできます。